四　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）

五～十四　［略］

（監査報告の作成）

第九条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2～4　［略］

（監事の調査の対象）

第十条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十四条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

四　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）

五～十四　［略］

（監査報告の作成）

第九条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2～4　［略］

（監事の調査の対象）

第十条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十四条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（監査の範囲が限定されている監事の調査の対象）

第十一条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　決算関係書類（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する決算関係書類をいう。第九十条第一項を除き、以下同じ。）

二　［略］

（理事会の議事録）

第十二条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　［略］

3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　［略］

（監査の範囲が限定されている監事の調査の対象）

第十一条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　決算関係書類（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する決算関係書類をいう。第九十条第一項を除き、以下同じ。）

二　［略］

（理事会の議事録）

第十二条　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　［略］

3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　［略］